特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金支給事務（私立学校） 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
青森県は、高等学校等就学支援金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
青森県知事

公表日
令和3年9月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金支給事務
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金を支給する事務。 ①　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第17条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー、高等学校等就学支援金オンライン申請システム、青森県高等学校等支援金作業支援ツール

2. 特定個人情報ファイル名
高等学校等就学支援金支給関係ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第8号　別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ及び同条第2号ハ 【照会側】 ・番号法第19条第8号　別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務学事課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	青森県総務部総務学事課　青森県青森市長島一丁目1番1号　017－734－9869

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	青森県総務部総務学事課　青森県青森市長島一丁目1番1号　017－734－9869

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月4日	Ⅰ　関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長	課長　前田　泰三	課長　菊地　猛	事後	定期見直しによる修正
平成30年11月6日	Ⅰ　関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	課長　菊地　猛	課長	事後	様式の変更による修正
令和1年6月25日	Ⅳ　リスク対策	なし	（新規項目）	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和1年6月25日	Ⅰ　関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー	統合宛名システム、中間サーバー、高等学校等就学支援金オンライン申請システム、青森県高等学校等支援金作業支援ツール	事後	定期見直しによる修正
令和3年3月29日	Ⅱしきい値判断項目 -1. 対象人数-いつ時点の係数か -2.取扱者数-いつ時点の係数か	平成27年7月1日	令和3年3月1日	事後	5年経過による再評価
令和3年9月8日	Ⅰ　関連情報－4. 情報ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	・番号法第１９条第７号	・番号法第１９条第８号	事後	法改正に伴う号ずれによる修正